四日市市告示第404号

平成30年度国民健康保険料率を次のとおり決定したので、四日市市国民健康保険条例 (昭和36年四日市市条例第15号)第13条第3項、第13条の6の5第3項及び第13 条の11第3項の規定に基づき告示する。

平成30年7月1日

四日市市長 森 智 広

1. 所得割

基礎賦課額の所得割 市県民税基礎控除後の総所得金額等に対し

1000分の60

後期高齢者支援金等賦課額の所得割 市県民税基礎控除後の総所得金額等に対し

1000分の26

介護納付金賦課額の所得割市県民税基礎控除後の総所得金額等に対し

1000分の17

2. 被保険者均等割

基礎賦課額の被保険者均等割 被保険者1人に対し 25,300円 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割 被保険者1人に対し 10,300円 介護納付金賦課額の被保険者均等割 被保険者1人に対し 8,500円

3. 世帯別平等割

基礎賦課額の世帯別平等割1世帯に対し19,300円後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割1世帯に対し7,800円介護納付金賦課額の世帯別平等割1世帯に対し4,500円

(健康福祉部保険年金課)